

宣長判寛政元年歌合（全集未収録）について

白石, 良夫
純真女子短期大学講師

<https://doi.org/10.15017/12081>

出版情報：語文研究. 47, pp.16-26, 1979-06-01. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

宣長判寛政元年歌合（全集未収録）について

白 石 良 夫

一

△四十八番歌合▽という外題をもつ同内容の写本が二部、九大文学部に架蔵されている。本文はきめわて近い関係にあるが、一方（函架番号・文⁵—27）には書写者のものとおぼしき付箋がおびただしくあり、他方（函架番号・文⁵—42）にはそれがない。仮に、前者を甲本、後者を乙本と称することにす。甲本には、

- ①四十八番歌合
- ②三十三番歌合
- ③三十六番歌合
- ④二十七番歌合
- ⑤小阪殿十二番歌合

の五篇の歌合が収められている。乙本には、右の⑤を除いた四篇が収録されている。二本の外題は、冒頭の歌合の題をとってつけられたものである。

甲・乙に共通に収められた四篇は、そこに記された日付から、すべて寛政元年のものであることがわかる。判者はいずれも本居宣長であるが、現存する宣長判の歌合を残らず集めたという筑摩書房版「本居宣長全集」別巻二 には、①と④が収録されていない。

い。全集解題 によれば、②③は本居宣長記念館所蔵本を底本としており、その表紙にそれぞれ「寛政元年九月十三日夜第二度」・「寛政元第三度」[▽]とあることよって、寛政元年の第一度のもは伝存しないと、第四度については触れていない。すなわち、この九大本によつて、寛政元年における宣長判歌合の全貌が明らかになるのである。また、⑤は、全集底本は熊谷武至氏所蔵本であるが、九大本には熊谷氏本にない識語があり、その成立事情を明らかにすることができる。

以下に、この新出資料を紹介し、あわせて宣長判歌合の性格について言及してみたい。

二

まず、九大甲本の書誌を記す。写本一冊。縦二六・七^{cm}、横一九・九^{cm}。表紙左肩に子持杵の題簽用紙を貼り、

四十八番歌合

と墨書されている。一面十三行。各歌合には内題と日付がついており、宣長記念館本に倣つて、寛政元年の分を第一・二・三・四度として、それを示すと、

○第一度

(内題) 四十八番哥合

(日付) 寛政元年仲秋望開卷(注1)

(丁数) 八丁半

○第二度

(内題) 三十三番歌合

(日付) 寛政元年九月十三夜(注2)

(丁数) 六丁

○第三度

(内題) 三十六番歌合

(日付) 寛政元年十一月(注3)

(丁数) 七丁

○第四度

(内題) 二十七番歌合

(日付) 寛政元年十二月十七日(注4)

(丁数) 五丁半

○小阪殿十二番歌合

(内題) 小阪殿十二番歌合

(日付) ナシ

(丁数) 十丁

ほとんど毎丁に付箋があつて、見返の付箋には次のごとく記されており、該書成立の具体的な事情が知れる。

「此一まきを写してよ」とのたまはせけるまゝ、筆をとり侍けるついでに、こゝろにかへることを一ひら二ひらかきそへおき侍しを、「ことゝに物せよ」とそののかし給ひ

けるを、いなみなんも中へにをこなりと、ふたゝび筆をわな
かし侍ぬ。翁の判せられしうへをしるしめすやうの拙なきざ
えもて、とかくさだむべきすぢはあるべくもあらねば、い
かにぞや、あひまどへるのみなれど、しか物しては詞のう
へいとまきはしう侍れば、「となさばや」と思へるも「とな
すべし」とかき、「かくあらばや」とうちかたぶけるも「かく
あるべし」などかける所もおほからめど、そはかきもあ
らため交てなん、あたらぬはやがて墨もてけち給ひ、まれに
遠からぬもまじりなば、猶よさまに引直し給ひてふたゝび見せ
給はゞ、歌学のたよりともなりて、ほいも侍べくなん、あなか
しこ、く。人になもらし給ひそよ。(注5)

すなわち、或る人から「此一まきを」を写せと頼まれた甲本の書写者
は、写しながら宣長の評に対する、いわゆる再判を試みて控えてお
いたのであるが、それを或る人に「ことゝに物せよ」とすめら
れて付箋にしたのである。該書が宣長自筆本でないことは、もちろ
んその筆蹟によつてうかがえるのであるが、この付箋によつても明
らかであり、また、第三度歌合の十二番・二十四番・三十六番の箇
所に書き込んだ宣長自詠の歌に、「鈴屋翁」と記していることもそ
の裏付けとなる。

次に九大乙本について。写本一冊。縦二七・一、横一九・七
cm。外題は表紙左肩に打付け書きで、

四十八番哥合

とある。甲本と比較すると、第一度の内題に「鈴屋大人判」の文字
がないこと、第四度内題が「二十七番歌合」と書かれていること、

「小阪殿十二番歌合」が含まれていないこと、本文に僅かな異同のあること、および付箋のないこと、これらを除けば、書式は勿論のこと字配りまで甲本と同じであり、二本がきわめて親しい関係にあることを物語っている。

両本とも、書写者のものとおぼしき奥書を有さないもので、転写の事情を定かにはしりたいが、おおよその伝来は想像することができ。函架番号△国文／5Vに収納されている和書約一二〇部は、九大文学部が一括して購入したものであり、その出所も同一のコレクションからと思われる。大半が国学関係のものであり、特に伴信友の著書、ないしは信友筆写本の転写本が当コレクションの中心となっていることが特色である。なかに、信友自筆本、信友旧蔵書も数部ある。写本の多くは驚見安歌なる人の筆写になるもので、背表紙に△驚見蔵Vまたは△スミVと墨書されたものが多く、この人物のコレクションから出たものと想像される。ちなみに、乙本の背表紙には△スミVと記されている。

次に、本居宣長記念館所蔵の第二度と第三度とについて述べる。この二つは、「十月歌合」「寛政三年四月歌合」とともに後人の手によって四冊合綴して保存されており、「本居宣長記念館蔵書目録」に「寛政歌合集」として登録されている。二本ともに共表紙、仮綴一冊の写本である。第二度歌合は、縦二六・一^{cm}、横一八・七^{cm}、墨付十七丁、表紙中央に、

寛政元年九月十三夜第三度

歌合

とある。第三度のものは、縦二六・四^{cm}、横二〇・五^{cm}、墨付十九丁。表紙中央に、

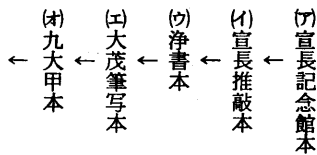
寛政元第三度
無神月歌合

とある。いずれも、一頁(半丁)につき一番の歌二首を右半分に浄書し、宣長自筆の判詞が頁の左半分の余白に記され、また、△持V△勝Vの判定の文字と歌の部分への書入れとが宣長の筆によってなされている。いわゆる草稿本である。第一度・第四度のものはおそらく、記念館に入る以前に既に本居家から散佚したと思われる。

三

ここで、宣長記念館本・九大甲本・九大乙本の三つの本文が存在する寛政元年第二度・第三度の歌合について、三者の本文を検討することによって、新出の九大本の性格を考えてみたい。(なお、「小阪殿十二番歌合」については後述する)

叙述の都合で結論から先に述べると、この寛政元年の四つの歌合は左のような転写経路をたどっている。



(カ) □

(*) 九大乙本

まず、(イ)本の存在を物語るものとして、表Ⅰのごとき異同がある。

〔表Ⅰ〕

⑪	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	通し全集の頁 番号数と行数
13	240上7	239下8	9	下2	238上11	下12	13	237上11	15	236上11	(ア)記念館本 (イ)とよからぬこと 也
いと遠き船木山を 引出たるは	名そとあらまほし	ゆわつらはしく聞 かはるといへるは	錦は、必そめてな す物にもかきらね は也	何といひてもよろ し	一二のつゞき	左勝	下句、何とかや、 よはのさ衣をおと ろかすやうに聞ゆ	麻衣とこそいはめ	しるへからねは也	也	(イ)九大甲本 よからぬこと也
舟木山をいとほ く引出たるは	名ぞと有べし	わはるといへる、 わろし	必そめてなすもの にもかぎらぬばな り	いひてもよろし	一二の句つゞき	左持	きこえたり	麻衣とこそいふべ けれ	しるべからず	"	(*) 九大乙本
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

25	15	たしかにあたらす	たしかならず	"
24	14	さてはいととほし	さてはいとよわし	"
23	13	わすれんと思ふも 有へし	わすれむとおもふ 心も	"
22	250下5	影たに見えぬなど 有へし	跡たに見えぬなど 有へし	"
21	247下15	凡てこえまくをし、 ゆかまくをしなと いふは	凡てこえまく、ゆ かまくをしなと、い ふは	"
20	246下17	故に古人は	古へは	"
19	245下4	論もなく勝也	論もなく勝たり	"
18	244上8	時雨ふる也とある へし	時雨ふるなりとあ らまほし	"
17	19	むら雨、春雨など によれり	むら雨などによめ り	"
16	下18	一二のつゞき	二の句つゞき	"
15	243上12	此歌は音をいへる に、かきくらすは 用なし	此歌は音をいへる に、あらざれば、用 なし	"
14	242上17	高ねは、いかゝ	高ね、いかだ、よ そにへだつるなる べし	"
13	下15	二の句行、結句中	二の句、結句の中	"
12	241上19	雲とくもるも	雲と雲ると	"

誤写や一字程度の脱字、仮名遣いの相異のごときは除いて示したのであるが、これらによって明かに宣長が草稿を推敲した形跡がうかがえるのである。

さらに宣長の推敲は、自らの判詞だけでなく、歌の部分にまで及

んでいる。この場合はむしろ添削と呼ぶ方が適切であろうが、たとえば、脱字を補う宣長書入れは除いても、次の表Ⅰの(ア)本に見られる小字の傍書は宣長自筆であり、そこにおける(ア)本の本文は、宣長添削の跡を示していること明かである。

〔表Ⅰ〕

通し全集の頁 番号数と丁数	(ア)記念館本	(イ)九大甲本	(ハ)九大乙本
26 241上18	はかなしや いかにせん	はかなしや	"
27 "	たのみさへ たに	たのみにて	"
28 242上15	よそにへたつる たかねはよその	たかねはよその	"
29 下8	へたつる中の雨雲よ 影見えて しくれつゝ	へだつる中の浮雲 影みえて	"
30 243下8	きりとめてけり なほぞしくるゝ	なほぞしくるゝ	"
31 10	道をつつめる紅葉 は	道をつつむるもみ ち葉	"
32 247上5	わすらる袖の	わすらるゝ身の	"
33 249上16	わすらる袖の	わすらるゝ身の	"

表Ⅰ④および表Ⅰ②⑧は、第二度三十一番春庭の歌についてであり、(ア)本・(イ)本の本文は左のようになっている。

(ア) 本

よそにへたつる

(歌) 高天山たかねはよその契
にてかゝるかたなき空の
うき雲

(評) 高根は、いかゝ

(イ) 本

高天山たかねはよその契りにて
かゝるかたなき空の浮雲
高ね、いかゞ、よそにへだつる
なるべし

また、②⑨は第三度三十番直樹の歌で、(ア)本では、
今はたゝよるへもなみのわすれ貝わすらる袖のいかてひかたき
とあるのを、

四の句、今一ツるもしたらす

と評し、それを推敲の段階(イ)本で歌の方を訂正したと思われる。
ただし、評の方はそのまま残している。

従って、歌の部分の表Ⅰのごとき、(ア)本・(イ)本の相異も、誤写によつて生じたのではなく、宣長の手によつて添削されたものかと考えられる。

〔表Ⅱ〕

通し全集の頁 番号数と丁数	(ア)記念館本	(イ)九大甲本	(ハ)九大乙本
34 236下14	衣うつらむ	衣うつ也	"
35 237下15	衣うつこゑ	衣うつなり	"
36 238上2	ねられむ物か	ねられぬものか	"
37 240上20	露も時雨も	露もしぐるゝ	"
38 241下6	秋かせに	秋風ぞ	"
39 244上11	ね覚わひしく	ね覚わびしき	"
40 245上4	しのゝめの袖	しのゝめの空	"
41 246上4	ふきやわくらん	ふきやわたらむ	"
42 248上13	伊勢のうみの	いせの海	"
43 250上3	思ひいつとも	おもひいつるも	"

(ウ)本は(イ)本を浄書したもので、存在しない可能性もある。
 (エ)本の存在については、第一度の二十六番の箇所の付箋に、

月にかくれぬ秋夜の月、と月二ッあるはいかゞ、こは大茂が誤写(カ)にもか、思ひえず

とあることによって判断した。これが浄書本の可能性もある。ただ、この付箋の内容は、常昭の歌、

あかすのみながめあかしの浦の名も月にかくれぬ秋の夜の月についてであることから、大茂は(イ)本の歌の浄書者ということも考えられる。そうなること(エ)本は存在しないことになる。大茂は未詳。

次に、(イ)本↓(ウ)本↓(イ)本については以下のよう考えられる。まず、(イ)本・(イ)本については、書式や字配りが同じであるほか、表I・表IIによってもわかるように甚だ近い関係にあるが、次の表IVに見るごとく、(イ)本の本文の方が良質であるところから、前後関係を判断したのである。いずれも誤写による異同であり、(イ)本において

〔表IV〕

通し全集の頁 番号と行 数	(イ)記念館本	(ウ)九大甲本	(イ)九大乙本
④④ 237下6	こゝろなき	こゝろなき	すゝろなき
④⑤ 238上12	はいひつゝけたる	云つゝけたるは	云つゝけたさ
④⑥ 240上18	たえまも見らぬ	たえまも見えぬ	たえまも見えぬ
④⑦ 241上10	少しうとし	少しうとし	少しかとし
④⑧ 247上3	立寄ぬ	立よりぬ	立よらぬ

意味不通、ないしは語法的誤りを犯している。また、第二度一番右

の判詞で、草稿に△上の句は、衣をうつ人のうへか、声を聞人のうへか▽とある傍点の部分△か▽が、三本において、

上の句は衣をうつ人のうへか、声を聞人のうへか、

上の句は衣をうつ人のうへか、声を聞人のうへか、

上の句は衣をうつ人のうへか、声を聞人のうへか、

のごとくなっており、(イ)本、(イ)本の前後関係は明白である。
 なお、ここで甲本・乙本の書写者について一言したい。前述したように、両本とも書写者のものと思われる奥書がないので断定はし

かねるが、甲本の筆蹟は当コレクション中の信友筆写本のそれとよく似ている。乙本はおそらく安歌の筆になるものと思われる。
 (イ)本の存在については、第二度十九番常秋の歌の第二句が、(イ)本

・(イ)本とも△ちらまくをしみ▽であるところ、(イ)本において、
 ちらまくおしみ^本

とあって、その存在が確認されるのである。

以上によって、宣長推敲本の転写としてより良質の九大甲本を新資料に採用すべきであろう。

四

「小阪殿十二番歌合」は、寛政十二年十二月に妙法院宮真仁法親王が主催し、伴蒿蹊・小沢芦庵の二人が判者となった歌合である。
 この歌合にさらに宣長が判を加えたものが、前述のごとく熊谷武至

氏所蔵本を底本として全集に収められている。九大甲本の「小阪殿十二番歌合」も全集本と同じ、宣長判詞の加わった本文である。

全集本奥書は左のごとくである。

右本居自筆の書入の本を京人にかりてうつしぬ

亥五月

末はき

享和三年亥十月、伊勢人荒木田末壽か写しもたる本をかり得てうつしぬ

遠江国白菅人 夏目麿満

文化二年といふとしのむ月はかり、夏目麿満か本もてうつしぬ

古道

弘化四年五月十日、古道の蔵本を香実園に転借して書写畢

草鹿砥宣隆

九大甲本の末尾には、

右本居自筆の書入の本を京人にかりてうつしぬ 末はき

こは妙法院官の、官人たちによませ給ひて御みづからあはせさせ給へるを、伴高蹊によしあししるせと仰ごとありて、後に小沢芦菴にもことわらせ給ひつるを、又わが師に、此二人の判、猶心ゆかざる所あり、そこが思へるやう書て見せ奉れと、内々官人して仰せ給へるをうけ給はりて、物せられたるなり、此哥台、よみ人をしるさざるはもつしけるにやあらん、いかならん、しらず、かくて時はかの都日記のたび、享和元年夏の頃、烏丸の旅居のほどの事なりけるとぞ

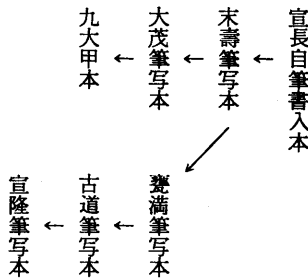
夏目麿麻呂

と記されている。後者の麿満識語は末壽筆写本にしたためられたものと思われ、宣長が判を加えるに到るまでの事情をよく物語る資料である。

宣長と真仁法親王との交わりは、寛政二年に「古事記伝」その他を献上したことに始まり 寛政五年四月八日に

拜謁している。八かの都日記のたび▽とは、享和元年の宣長最後の上京のことを指す。この時の宣長の日記には右の識語のごとき事実が記録されていないが、使者初瀬川（長谷川）采女を通じて、和歌を詠進したり、文房具を下賜されたりしたことが記されている。全集解題では、△何らかの経路でこれを入力し、興の赴くままに▽判を加えたのであるという推測であったが、事實は、法親王自身が△官人▽すなわち初瀬川采女を通じて直接、在京中の宣長に判を請うたのであった。

右の二本の奥書・識語によって、この歌合の、宣長書入れ以後の転写経路を推測すると、次のようになる。



右の大茂筆写本については、前章で述べたところであるが、大茂が寛政元年第一度歌合の歌の部分の浄書者の名前であれば、ここでも大茂筆写本は存在しないことになる。

五

次に九大甲本の付箋について見ると、付箋の内容は宣長の判に批判的であるものが多い。たとえば、

第一度、

左十番 秋の野は草もちぐさの花ざかり何を手折て家づとにせむ(カ)
常照(カ)

右 さまゝに秋の花野を宮こ人そでのにしきもさかりなりけり
常岳

左、何を手折て、いやしき詞なり、いづれをとこそ云べけれ へ右、袖のにしき、こゝろえず

に對して、付箋、

左、何を手折て、いやしき詞也、いづれといふべしとあれど、何といづれとは、この哥にては心いさゝか違へり、何をといへるは、草にもかぎるべからず、広くいへるならん、いづれをといへば、見わたしたる花にかぎれり、こゝは、何をか折てとすべしや

右、袖のにしき、心得ずとは、いかゞ、にしきのそでも袖のにしきも、ありふれたることならん

第二度

左一番 外山ふく風も夜寒の秋しのや麓のさところもうつ也

並樹

右 おきあかす露もあはれもふかきよに衣うつなり浅茅生の宿

正良

左、秋篠や麓の里、いかゞ、此哥はおのが哥によく似たり、すべて近き世の人の歌の風情をとるはよからぬこと也、へ右、上の句は、衣うつ人の上か、(底本「の」)声をきく人のうへか、聞人のうへならば、浅茅生の宿といふこといかゞ、うつ所は浅茅生の宿か、何れかするべからず、又、上の句をもうつ人のうへとする時は、うつ也といへるなりの詞、不叶、なりは他のうへをいふことばなればなり、

に對して、付箋、

右の論、すべていかゞ也、おきあかす露も哀れも深き夜にとは、聞人のうへあきらか也、衣うつ也浅茅生の宿は、もとよりうつ人のうへ也、うつ所は浅茅生の宿かいづれかするべからずとあれど、浅茅のやどゝめに見えずとも、其所のさまにてもしろゝ也、玉楼金殿にてうつといはゞ、似つかはしからずともいふべけれど、あれたる宿のさまなれば、けしうはあらじのごとくである。

六

寛政元年の四度の歌合の参加者は、左の通りである。

第一度 第二度 第三度 第四度
春庭(本居) 〇 〇 〇 〇 鈴屋入門の年

七

さて、全集収録の宣長判歌合は二十二篇。年代別には、明和五年以前成立の「嶺松院中二十五番歌合」を最も早いものとして、晩年にまで及んでいる。うち、天明七年二篇、同八年四篇、寛政元年二篇、同二年五篇、というふうに分けて、天明末・寛政初年に多く集中している。今回紹介の九大本によって、寛政元年に二つの資料が新たに加えられることになるが、そのこと自体はさして重要な意味をもつものではない。ただ、該書が、第三章で見たように、判者宣長によって推敲され、それが数人の手を経た転写本であるという事実は、宣長を判者とする歌合の性格を考えるうえで一つの参考になるのではないかと思われる。以下に、それについて触れてみたい。

まず、歌合への参加者の顔ぶれを見ると、前章のように、宣長門人、もしくはそれに近い人たちで、しかも伊勢周辺の在住者である。これは、寛政元年以外の歌合についてもほぼ同じことが言える。宣長の評の内容は、たとえば寛政元年第一度から一部を採り出してみると、

左 秋の野にめかれぬものを萩の花おく白露にいろのまされば
右 露わけて錦をたどる春日野の野への千ぐさの花のいろく

左、初にもじ、いかゞ、ものをといふこと下にかけ合す、
すべて上下かけ合わろし へ右、露わけて、詮なし、錦
もよりどころなし、そのうへたどるといふこと、いかゞ

左 いろくの花の紐とくもくさに結びわけたる野辺の夕露

右 秋の野のをばなにまじる萩の花これぞまことの錦とぞ見る

左、いろくの花と百草と重なり、四の句もいかゞ、
右、三の句、花、いかゞ、まことの錦、いかゞ、ぞもじ
重なりて聞ぐるし、左いさゝかまされり、

左 咲花の千ぐさの色にあくがれて秋のさが野のうさも思はず
右 秋の野の千ぐさの花をわけゆけば袂にふかき露の色かな

左、千種の色といふこと詮なし、たゞ、咲花にといひて
足れり、あくがれて、わろし、思はずもわすれつなるべ
し へ右、下の句、詞たらぬげ也、四の句も同じことに
て、袖にも深きとぞあらまほしき、ももじ有べきさま也

左 月のみやむかしながらの橋柱くちし跡にもすみわたるらむ
右 こよひみるいづこはあれど鏡山月の光のわきてさやけき

左、初句、ぞ、結句、わたりけると有べし へ右、三
の句、つゞきふつゝか也、こよひ見るも、いはでことた
れり

左 はかなさよ結ぶちぎりは浅茅生の露のなさを松虫の鳴
右 しらじ人まつ夜も更て松虫の声だに今はよわりぬるとは

左、心得がたし へ右、しらじ人とは近代の詞也、しら
れじなといへば、ゆるやかに聞えてよろしきを、松虫と
あれば、それをやがて待に用ひてこそよけれ、待夜もふ
けてまつ虫とはつたなし、ぬるとはと云ては、てにをは
不調、ぬととつゞくべき格なるや

以上のように、極めて細かいところにまで及んでいる。現存の宣長判歌合の最も早いものとされる「嶺松院中二十五番歌合」の評においてよく見られる、

本歌とりたるやうにて、今少しさたかならず、されと一首のお

もむききこえて、すかたもよし (二番左)

何の味もなし、しかの浦も、こと所にても (十四番左)

初雪の朝のさま、さも有へし、歌さまも長高し (十六番左)

のごとき概評に比べると、詳しく懇切丁寧になっており、△一言といへども、なほざりにはよむべからず、心をふふべきわざなり▽という宣長の詠歌に対する態度が如実にあらわれている。

八

参加者が宣長の門人を中心としていること、そして、前掲の表Ⅰ・Ⅱに見るような添削、前章に述べたような評の内容などから考えられる宣長判歌合の性格というものは、中古・中世の純粹に勝負を競う、いわゆる競技的な歌合とは違って、いちおう歌合という形式をとっているため勝負の判定はするものの、それには重きを置かず、型式のみを借りた、門人のための作歌指導という性格を持っていったものと考えられる。前掲の見返付箋の書きぶりや、浄書されかなり転写された形跡のある事実なども、歌合に対するそういった意識を物語っているであろう。

さらに、「小阪殿十二番歌合」宣長再判本の成立が示すように、それは堂上においても意識されていたと想像されるのである。

付記 稿を成すに当り、岡本勝氏と本居宣長記念館の木下泰典氏の御世話になった。深謝申しあげる。

注

- 1 末尾に記載。なお、「日記」 当日の条に、△今夜宵間月清明、後曇、月見会遍照寺▽とある。
- 2 末尾に記載。「日記」当日の条に、△今夕宵間曇、深更月殊清明。月見会、毘沙門寺▽とある。
- 3 内題下に記載。記念館本の草稿には、△無神月歌合▽とある。(つぎ)
- 4 内題下に記載。
- 5 九大本は二本とも濁点の有無が不統一である。本稿に引用するに際しては濁点を施し、読点・括弧を私に付けた。また、虫損部分は□□で示し、推読した場合は○のごとく表示した。
- 6 購入の日付は昭和二年八月十五日。九大文学部図書掛によれば、当時の記録は残っていないとのことである。
- 7 鷺見安歌は因幡鳥取藩士。本居大平の門人録にその名が見え、「鮫玉集」に歌が入集する。信友との関係は、当コレクションの奥書類によつてうかがうことができ、「伴信友家集」にもその名が散見する。
- 8 全集解題では、「十月歌合」は天明七年と推定している。
- 9 真仁法親王と芦庵・高深との関係については、宗政五十緒氏「真仁法親王をめぐる芸文家たち」 参照。また、この歌合に関しては全集解題参照。